碓氷川圏域河川整備計画(素案・原案)対照表

碓氷川圏域河川整備計画(素案) 碓氷川圏域河川整備計画(原案) 碓氷川圏域河川整備計画 碓氷川圏域河川整備計画 (素案) (原案) 平成28年9月 平成28年11月 群馬県 群馬県

第1章 圏域の概要

碓氷川は、利根川水系烏川の支川で鏑川、神流川と並ぶ群馬県西部を代表す る一級河川であり、群馬県安中市と長野県軽井沢町の境界に位置する一ノ字山 に源を発し、途中で霧積川、中木川、九十九川、柳瀬川などを合流しながら安 中市を貫流し高崎市高松付近で烏川に合流する流域面積約 291km²、本川流路 延長約36.8km-の規模を持つ河川である。



図 1.1 碓氷川圏域位置図

第1章 圏域の概要

赤字:削除・変更箇所

(1) 河川の概要

碓氷川は、利根川水系烏川の支川で、群馬県安中市と長野県軽井沢町の境界 に位置する一ノ字山に源を発し、途中で霧積川、中木川、九十九川、柳瀬川な どを合流しながら安中市を貫流し高崎市高松付近で鳥川に合流する流域面積約 291km²、本川流路延長約 36.8km の本県西部地域を代表する一級河川である。

碓氷川の支川は39河川あり、流路延長は碓氷川を含めて約212kmである。 なお、碓氷川の下流 0.8km は国管理区間であり、その上流は県管理区間である。 碓氷川には坂本ダム(県管理)、霧積川には霧積ダム(県管理)、中木川には 中木ダム(安中市管理)があり、ダム下流域の洪水防御並びに健全な水利用や 流水の正常な機能の維持を目的として運用されている。



図 1.1 碓氷川圏域 位置図

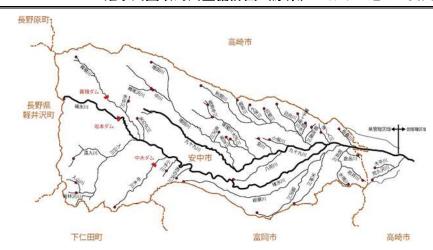


図 1.2 碓氷川圏域 河川図

(2) 圏域の地形・地質

圏域の地形は、北西部が山地、中央部から東部にかけて丘陵地や河岸段丘によ り構成されている。特に河岸段丘は、碓氷川の特筆すべき地形的特徴であり、 分布範囲は、碓氷川と中木川の合流点付近から岩井川合流点付近まであり、面 積は約 46km² に及ぶ。

圏域の地質は、碓氷川流域の山地を中心とした高標高部には火山砕屑岩(凝 灰角礫岩、凝灰岩)を主体とする秋間層群が分布し、中下流域および低標高部 に陸海成の堆積岩 (礫岩、砂岩、泥岩) を主体とする板鼻層群及び富岡層群が 分布している。

範囲は、碓氷川と中木川の合流点付近から岩井川合流点付近まで、<mark>横断的には</mark> 上位、中位、下位の三段に分けれ、面積は約46km² に及ぶ。平地は、河岸段丘 の段丘面に存在し、特に中下流部では、耕作地や市街地などの土地利用が進ん また、圏域の地質は、新生代第三紀の秋間層や板梟層により構成 ており、主に集塊岩及び凝灰角礫岩が分布している。

圏域の地形は、北西部が山地、中央部から東部にかけて丘陵地や河岸段丘に

より構成されている。特に河岸段丘は、碓氷川流域の地形的特徴であり、分布

圏域の気候は、内陸性の気候であり、積雪も少なく、比較的温暖でしのぎや すいと言える。年平均降水量は、約 1,600mm であり、多雨な榛名山が本圏域 北東部に位置することから、県中央部と比較してやや多雨の状況にある。

このような穏やかな気候や河川などの水に恵まれたこの地域は、旧石器時代 栄えたことが伺われる。この要因の一つには本流域が上州と信州を結ぶ交通の 要衝であったことが挙げられる。

圏域の自然環境は、中下流域で耕作地や市街地などの人為的な利用が進んで いる一方、上流域は、上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園に指定し されており、全体としてみれば―豊かな自然環境が残っていると言える。また、 少林山、観音山、碓氷湖、小根山、妙義の5箇所が鳥獣保護区の指定を受けて いる。

(3) 圏域の気候

圏域の気候は、内陸性の気候であり、積雪も少なく比較的温暖でしのぎやす いと言え、年平均降水量は約 1,600mm であり、圏域北東部に多雨な榛名山が あることから、年平均降水量は、県中央部と比較してやや多い状況にある。

このような穏やかな気候を有し、河川水に恵まれたこの地域は、旧石器時代 の石器や縄文時代の土器、石器の出土例もあり、古墳も見られるなど古代から「の石器や縄文時代の土器、石器の出土例もあり、古墳も見られるなど古代から 栄えていたことが伺える。これは、本圏域が上州と信州を結ぶ交通の要衝であ ったことが要因の一つと考えられる。

(4) 圏域の自然環境

圏域の自然環境は、中下流域で耕作地や市街地などの人為的な利用が進んで いる一方、上流域には上信越高原国立公園及び妙義荒船佐久高原国定公園があ り、全体としてみれば豊かな自然環境が残っていると言える。また、少林山、 観音山、碓氷湖、小根山及び妙義の5箇所が鳥獣保護区の指定を受けている。

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域を構成する市は、高崎市、安中市の2市であり、下流の高崎市は、 八幡、豊岡、鼻高、乗附地区が、安中市は一全市が碓氷川圏域に含まれている。 流域内の人口は、約95,000人であり市別の人口構成比率は、高崎市約22%、 安中市約78%である。近年の人口の推移は、高崎市は横ばい、安中市が減少傾 向となっており、圏域全体としては、近年10年で約5%減少している。

産業構造は、高崎市、安中市ともに、一次産業の比率が低く、三次産業の比 率が高い。土地利用、人口分布と併せて碓氷川圏域は、下流部ほど都市化が進 んでいる状況である。

安中市を中心とする当圏域は、市内に新幹線駅1駅、高速道路 IC 2ヵ所と立 地条件に恵まれ、交通・輸送の要所として栄えており、磯部温泉や旧碓氷峠な | ど恵まれた環境を活かした観光事業の発展や、交通の便を利点とした商・工業 の充実などが図られている。

長野原町: 高崎市 長野県 軽井沢町 下仁田町 富岡市 高崎市

図 1.2 碓氷川圏域河川図

圏域を構成する市は、高崎市及び安中市の2市であり、下流の高崎市は八幡、 豊岡、鼻高及び乗附地区が、安中市は全域が碓氷川圏域に含まれている。

流域内の人口は、約95,000人であり、市別の人口構成比率は、高崎市が約 22%、安中市が約78%である。近年の人口の推移は、高崎市は横ばい、安中市 が減少傾向となっており、圏域全体としては、近年10年で約5%減少してい

圏域の産業は、高崎市及び安中市ともに一次産業の比率が低く、三次産業の 比率が高い割合となっており、土地利用及び人口分布からも、下流域ほど都市 化が進んでいる状況である。

圏域の交通は、安中市内に新幹線駅1駅、高速道路インターチェンジ2ヵ所 と立地条件に恵まれ、交通・輸送の要所として栄えており、磯部温泉や旧碓氷 峠など恵まれた環境を活かした観光事業の発展や、交通の便を利点とした商・ 工業の充実などが図られている。

表 1.1 碓氷川圏域河川一覧表

			河	川名			河川延長
	本川	1次	2次	3次	4次	よみがな	(km)
1	碓氷川					うすい	36.80
2		入山川				いりやま	10.30
			新林沢川			しんばやし	1.0
3						ざわ	
4			遠入川			とういり	4.55
5		霧積川				きりづみ	11.40
6			水谷川			みずたに	1.35
7		矢の沢川				やのさわ	1.70
8		中木川				なかぎ	7.88
9		小竹川				おだけ	1.80
10		西の沢川				にしのさわ	1.30
11		九十九川				つくも	20.70
12			増田川			ますだ	13.90
13				中川		なか	2.40
14					樽尾沢川	ならおさわ	0.30
15				兎沢川		うさぎざわ	1.00
16			後閑川			ごかん	6.12
17				長源寺川		ちょうげんじ	1.20
18				長足川		ながあし	2.50
19					大沢川	おおさわ	1.00
20			宮川			みや	2.00
21			八咫川			やた	6.00
22			小俣川			おまた	2.50
23			秋間川			あきま	11.60
24				般若川		はんにゃ	2.00
25				久保川		くぼ	2.20
26				苅根川		かりね	1.20
27				日向川		ひなた	3.00
28					雉子ヶ尾川	きじがお	1.20
29				相水川		そうずい	1.50
30				鍛冶屋川		かじや	1.90
31		湯ノ入川				ゆのいり	1.30
32		柳瀬川				やなせ	18.60
33			猫沢川			ねこさわ	7.60
34			天神川			てんじん	5.30
35		岩井川				いわい	4.40
36			水境川			みずさかい	2.20
37			倉品川			くらしな	1.50
38		板鼻川			_	いたばな	1.78
39		荒久沢川				あらくざわ	4.30
40			太平川			おおひら	1.40

表 1.1 碓氷川圏域 河川一覧表

			ŶŪ.	〕川 名			河川延長
	本川	1次	2次	3次	4次	よみがな	(km)
1	碓氷川					うすい	36.8
2		入山川				いりやま	10.3
3			新林沢川			しんばやしざわ	1.
4			遠入川			とういり	4. 5
5		霧積川				きりづみ	11. 4
6			水谷川			みずたに	1.3
7		矢の沢川				やのさわ	1.7
8		中木川				なかぎ	7.8
9		小竹川				おだけ	1.8
10		西の沢川				にしのさわ	1.3
11		九十九川				つくも	20.7
12			増田川			ますだ	13. 9
13				中川		なか	2. 4
14					樽尾沢川	ならおさわ	0.3
15				兎沢川		うさぎざわ	1.0
16			後閑川			ごかん	6. 1
17				長源寺川		ちょうげんじ	1. 2
18				長足川		ながあし	2. 5
19					大沢川	おおさわ	1.0
20			宮川			みや	2.0
21			八咫川			やた	6.0
22			小俣川			おまた	2.5
23			秋間川			あきま	11. 6
24				般若川		はんにゃ	2.0
25				久保川		くぼ	2. 2
26				苅根川		かりね	1. 2
27				日向川		ひなた	3.0
28					雉子ヶ尾川	きじがお	1. 2
29				相水川		そうずい	1.5
30				鍛冶屋川		かじや	1.9
31		湯ノ入川				ゆのいり	1. 3
32		柳瀬川				やなせ	18.6
33			猫沢川			ねこざわ	7. 6
34			天神川			てんじん	5. 3
35		岩井川				いわい	4. 4
36	1		水境川			みずさかい	2. 2
37			倉品川			くらしな	1. 5
38		板鼻川				いたはな	1.7
39		荒久沢川				あらくざわ	4. 3
40			太平川			おおひら	1. 4

碓氷川圏域河川整備計画(素案)	赤字:削除・変更箇所		氷川圏域河川整備詞	十画(原案)	赤字:追加	• 変更箇
		表	1.2 碓氷川圏域	ダム一覧表	₹	
		ゲム名	恭後ゲム	坂本ダム	中木ダム	
		位置	安中市松井田町坂本	安中市松井田町駅本	安中市松井田町五料	
		河川名	利提川水系露獲川	利根川水系確氷川	利根川水系中木川	
		等理	超黑星	産業員	₽ Φ#	

浜水鋼筋 液水の正常な機能の維持 流水の正常な機能の維持 上水道用水 目的 重力式コンクリート 型式 重力式コンクリート 重力式コンクリート 堤高 59.0 m 36.3 m 41.0 m 堤頂長 305.0 m 85.0 m 148.1 m 堤体積 195.000 m³ 40.300 m³ 61.000 m³ 鑫積湖 確氷湖 中末潮 貯水池名 集水面積 20.4 km² 13.7 km² 13.1 km² 湛水面積 0.14 km² 0.13 km² 0.065 km² 総貯水容量 2,500,000 m³ 778,000 m² 1,600,000 m³ 有効貯水容量 2.100.000 m³ 500,000 m³ 1.350,000 m³ 堆砂容量 400,000 m³ 278,000 m³ 250,000 m³ 洪水親節のための容量 1.400.000 m³ m³ 流水の正常な機能の 維持のための容量 m^3 700,000 m³ 500,000 m³ 上水道用水のための 容量 - m³ 1.350.000 m³ m_3 洪水霧節のための容量 m³ 360,000 m3 m² 非浜水類容量 連持のための容量 1.740.000 m³ 500,000 m³ m³ 上水道用水のための 容量 1.350.000 m³ m 3 m^3

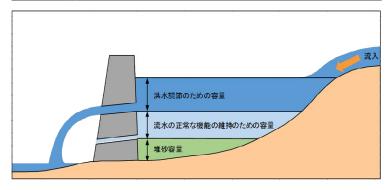


図 1.3 ダム貯水池における容量配分のイメージ図

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

確氷川沙川地域では、これまでに度カ洪水による被害を受けており、過去に は死者61名に及んだ昭和10年9月台風があり、昭和22年9月台風でも大

碓氷川の治水事業の始まりは、定かでないが明治43年に水害後に何らかの 復旧事業が行われていたと考えられる。その後、昭和10年の大水害によって、 碓氷川、九十九川、秋間川、後閑川などの主要河川の整備が国によって行われ た模様である。

その後、群馬県で実施してきた治水事業は―局部的な改修事業が多い。一定 計画での改修事業は、昭和53年から昭和54年に実施した碓氷川下流部の改 <mark>修事業と</mark>柳瀬川 (S40~S63)、天神川 (S46~H6)、板鼻川(S59~)、猫沢川 (H9 | ~) の改修事業である。また、長足川、八咫川、苅根川、日向川、岩井川など でも災害関連事業などの局部的な改修を行っている。さらに、昭和51年には、 群馬県最初のダムとして霧積川及び碓氷川<mark>本川</mark>の洪水被害軽減を図ることを目 的に霧積ダムを建設した。

従って、近年では主要河川での大きな水害は減少しているものの、主要河川 に流入する中小河川の溢水沿艦及び内水による被害は相変わらず発生している 状況である。

また。これまで敷備してきた治水施設の機能を長期かつ確実に発揮するとう <u> 必要に戊ドで対策を行う必要がある</u>

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水被害の状況

確氷川の治水事業は、明治43年の水害を契機に復旧事業が始められ、その 後、昭和10年の大水害によって、碓氷川、九十九川、秋間川、後閑川等の主 要河川の河川改修が国によって行われた模様である。

その後、群馬県で実施してきた治水事業は局部的な改修事業が多い。

一定計画での改修事業としては、碓氷川下流部(S53~S54)、柳瀬川(S40 ~S63)、天神川 (S46~H6)、板鼻川(S59~H13)、猫沢川 (H9~H21) 等が挙 げられる。

また、長足川、八咫川、苅根川、日向川、岩井川等でも災害関連事業として 改修事業を行っている。

さらに、昭和51年には、群馬県最初のダムとして霧積川及び碓氷川の洪水 被害軽減を図ることを目的に霧積ダムを建設した。

そのため、これらの河川改修により、近年では主要河川での大きな水害は減 少しているものの、主要河川に流入する中小河川からの溢水及び内水による被 害は相変わらず発生している状況である。

表 2.1 近年の碓氷川圏域の水害

発生年月日	原因	全壊流出 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	農地浸水 (ha)	宅地等浸水 (ha)
S56.8.21~8.23	豪雨•台風15号			12	212	3	3.0
S59.7.19~7.26	豪雨		4	7	138	11.5	0.6
S62.7.11~8.8	豪雨•台風5号				45		0.7
S63.8.23~8.29	豪雨			2	82		0.9
H1.7.24~8.7	豪雨	1		12	41		1.1
H1.8.31~9.16	豪雨			14	43		1.5
H7.6.13~6.18	梅雨			1	23		0.2
H10.9.14~9.18	豪雨•台風5号		3		19	0.03	0.1
H12.9.17~9.18	豪雨				55		0.3
H13.8.27~8.31	豪雨				4		0.03
H19.9.5~9.8	台風9号	1	3	1	13		0.3
H20.7.26~7.30	豪雨				3		0.1

※被害は水害統計(国土交通省河川局)による

赤字:削除・変更箇所









図 2.1 過去の災害状況

表 2.1 近年の碓氷川圏域の水害

発生年月日	原因	全壊流出 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	農地浸水 (ha)	宅地等浸水 (ha)
S56.8.21~8.23	豪雨•台風15号			12	212	3	3.0
S59.7.19~7.26	豪雨		4	7	138	11.5	0.6
S62.7.11~8.8	豪雨•台風5号				45		0.7
S63.8.23~8.29	豪雨			2	82		0.9
H1.7.24~8.7	豪雨	1		12	41		1.1
H1.8.31~9.16	豪雨			14	43		1.5
H7.6.13~6.18	梅雨			1	23		0.2
H10.9.14~9.18	豪雨•台風5号		3		19	0.03	0.1
H12.9.17~9.18	豪雨				55		0.3
H13.8.27~8.31	豪雨				4		0.03
H19.9.5~9.8	台風9号	1	3	1	13		0.3
H20.7.26~7.30	豪雨				3		0.1

※被害は水害統計(国土交通省河川局)による









図 2.1 過去の災害状況

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所



















図 2.2 整備後の状況

(2) 河川の状況と課題

碓氷川下流域や九十九川では、市街地が広がり資産が集積しているにもかか わらず、堤防が整備されていない区間や、堤防の高さや断面が不足している区 間が見られ、越水や堤防決壊により甚大な氾濫被害が生じることが懸念される。 また、碓氷川上流部では、洗掘により河床低下が断続的に発生しており、護



図 2.3 堤防高不足対策箇所



図 2.4 堤防浸透対策箇所





図 2.5 河床洗掘箇所

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

確氷川流域は沿川に水田等の農地が広がっており、必要な農業用水を河川か ┃ ら取水している。また、都市用水では、安中市の水道用水、工業用水、その他 都市用水として利用されている。

このように碓氷川流域では河川水が高度利用されているが、昭和53年、昭 和62年、平成2年、平成6年及び平成8年等の夏期においては水不足が生じ | 源として碓氷川流域には、霧積ダム、坂本ダム及び中木ダムがその役割を果た。 ている。

表 2.2 碓氷川圏域水利権内訳

	農業用水	水道用水	工業用水	その他	合計
取水量(m³/s)	12. 51	0.50	0.96	0.79	10.49
割合	84. 8%	3.4%	6.5%	5.4%	100%

※出典:水利権一覧(平成28年 群馬県河川課)

※農業用水の最大取水量は許可水利権量と慣行水利権のうち取水量が記載されているものの合計

第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

碓氷川は、沿川に水田等の農地が広がっており、農業用水を河川から取水し ている。また、都市用水として、安中市の水道用水や工業用水等に利用されて いる。

このように碓氷川では、河川水が様々な目的で利用されており、これらの水 しているが、昭和53年、昭和62年、平成2年、平成6年、平成8年等の夏 期においては水不足が生じている。

表 2.2 碓氷川圏域水利権内訳

	農業用水	水道用水	工業用水	その他	合計
取水量(m³/s)	12. 33	0.50	0. 96	0. 79	14. 58
割合	84.6%	3.4%	6.6%	5. 4%	100%

※出典:水利権一覧(平成28年 群馬県河川課)

※農業用水の最大取水量は許可水利権量と慣行水利権のうち取水量が記載されているものの合計

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

確氷川圏域は、妙義山塊等の山地をはじめ、良好な自然環境を有した地域で、 碓氷川本川及びその支川についても、生物の生育・生息場所として貴重な地域 である。 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

確氷川圏域は、妙義山塊等の山地をはじめ、良好な自然環境を有した地域で、 確氷川及びその支川についても、動植物の生息・生育・繁殖場所として貴重な 場となっている。

(1) 植物

圏域の植物については、下流域は常緑広葉樹帯、上流域は夏緑広葉樹林帯となっており、支川流域には谷津田が多く、ため池や雑木林と一体となり、生物多様性の高い里山を形作っている。常緑広葉樹林帯は、自然植生の大部分が失われ代償植生になっており、平坦地には市街地や耕地が広がり、周辺の丘陵地にはコナラ、クリ、エゴノキ、あるいはアカマツなどのクヌギーコナラ林やクリーコナラ林、アカマツ林等の雑木林、スギ・ヒノキ植林、モウソウチク林、マダケ林等の人為植生が見られる。

夏緑広葉樹林帯においても、代償植生のミズナラ林やスギ・ヒノキ植林が広い面積を占め、自然植生は急峻で特異な山体をもつ妙義山周辺等に残されているだけである。

碓氷川及び支川における魚類の生息については、重要種 1)であるカマツカ、 シマドジョウ、ギバチ ²⁾などが確認されており、支川においてはスナヤツメや | ホトケドジョウ3も確認されている。

植物については、圏域の特徴ある地形の一つである公津田が支川流域に見ら カ 低い山体とため油という甲山という多様な植物生育環境となっている。 丘 陸部ではカリーコナラを主体とした二次林 その他 シラカシ アラカシ セ マザクラ ハリギリ アナダエ ウリカェデ ヤマコウバン アナハダ ヤマ ウルシ ヤマツツジ サンショウ アカメガシワといった高木主体 林縁部で はアブラチャン ネムノキ ズミ エゴノキ ニシキギ タラノメレいった低 <u> 本主体の樹種が繁華している。ため洲にけ水生植物のイトキーフラスコモ属</u> トツジガサ 湿性植物のナガエミカリ ミズュキノシタの繁茂も目られる 4- 0 <u> 加姜山塊を流域に持つ上流域では男辟を有していることから、ミョウギシダ・</u> **夕様性ならかがい知ることができる**

鳥類については、中山間部においては留鳥のカイツブリ、ダイサギ、アオサー ギ、他にもスズメ目、キジ目、ハト目、渡り鳥のカルガモ、猛禽類のタカ目等 | 多くの種が<mark>牛息</mark>している ⁶。岩場のある山地には樹林性の留鳥、猛禽類等が確 | 認されている。

(2) 魚類

圏域の魚類については、重要種 1)であるカマツカ、シマドジョウ、ギバチ 2) 等が確認されており、支川においてはスナヤツメやホトケドジョウ 3)も確認さ れている。

(3) 鳥類

圏域の鳥類については、中山間部においては留鳥のカイツブリ、ダイサギ、 アオサギ、他にもスズメ目、キジ目、ハト目、渡り鳥のガン・カモ類、猛禽類 のタカ目等、多くの種が<mark>確認されて</mark>いる⁴。岩場のある山地には樹林性の留鳥、 猛禽類等が確認されている。

(4) 哺乳類

圏域の哺乳類については、大型哺乳類ではツキノワグマ、ニホンジカ、そし て国の天然記念物であるニホンカモシカが山岳地帯に生息しており、中型のホ ンドタヌキ、キツネ、ニホンザル、小型のノウサギ、ニホンリス、そして重要 種であるテンやムササビも確認されているり。

圏域の上流域山地部の河川は、土砂運搬作用が活発なため砂礫の堆積が少な く、比較的大きな礫の転石や露岩している箇所もみられる。

河川の水質については、環境、利水状況に応じて類型指定し、その類型ごと に環境基準が定められている。 碓氷川圏域の河川では、碓氷川上流がA類型(中 瀬橋・鉱泉橋地点)、下流(柵橋、伝新橋、岩井橋、鼻高橋地点)がB類型に指 定されており、生物化学的酸素要求量(BOD)(75%値)で評価すると、全て の地点で環境基準を満足しており、良好な水質が確保されている。

(5) 土砂環境

圏域の土砂環境については、特に上流域山間部では土砂運搬作用が活発なた め、砂礫の堆積が少なく、比較的大きな礫の転石や露岩箇所も見られる。

(6) 水質

圏域の水質については、環境及び利水状況に応じて類型指定し、その類型ご とに環境基準が定められている。碓氷川圏域の河川では、碓氷川上流がA類型 (中瀬橋、鉱泉橋地点)、下流がB類型(柵橋、伝新橋、岩井橋、鼻高橋地点) に指定されている。

生物化学的酸素要求量(BOD)(75%値)で評価すると、全ての地点で環境 基準を満足しており、良好な水質が確保されている。

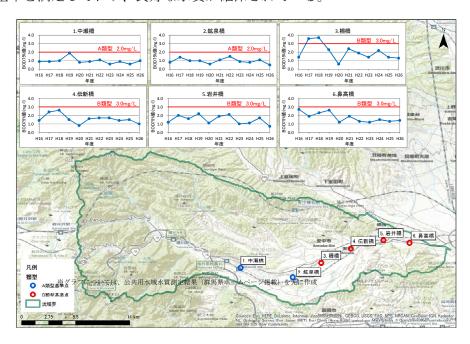


図 2.6 碓氷川圏域 現況水質経年変化図

河川の利用状況としては、碓氷川には運動公園や親水空間が多数整備され、 場防は周辺住民の通勤・通学などの生活道路としても利用されるなど、地域との 関係は深く、水遊び、魚釣りなど住民に潤いを与える身近な安らぎの場となっ ている。

なお、碓氷川全区間はアユ、マス(ヤマメ、イワナを含む)、コイ、フナ、ウ る。

また、碓氷川の鳥川合流点から九十九川合流点を経て九十九川の後閑川合流 ード」として整備され地域住民に利用されている。

この他、上流域には、霧積ダム湖、坂本ダム湖、及び中木ダム湖の3ダム湖 があり、地域の人のみならず観光客などのいこいの場となっている。

(7) 河川利用

圏域の河川利用については、碓氷川には運動公園や親水空間が多数整備され、 場防は周辺住民の通勤や通学などの生活道路としても利用されるなど、地域と の関係は深く、水遊び、魚釣りなど住民に潤いを与える身近な安らぎの場とな っている。

なお、碓氷川全区間は、アユ、マス(ヤマメ、イワナを含む)、コイ、フナ、 グイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ←ワカサギを対象に漁業権が設定されてい │ ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ及びワカサギを対象に漁業権が設定され ている。

また、碓氷川と鳥川の合流点から九十九川と後閑川の合流点付近までの碓氷 点付近までの碓氷川―九十九川の堤防上は「碓氷川・九十九川サイクリングロー川<mark>及び</mark>九十九川の堤防上は、「碓氷川・九十九川サイクリングロード」として整 備され、地域の住民に利用されている。

(8) 景観

上流域には、霧積ダム(霧積湖)、坂本ダム(碓氷湖)及び中木ダム(妙義湖) の3ダム湖があり、地域の住民のみならず観光客等の憩いの場となっている。







図 2.7 ダム湖

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

- 1) 重要種は以下、ア)~オ)に該当する種を示している。
- 定された天然記念物(天然記念物には家畜も対象

に含まれている場合があるが、野生種のみを対象とする)

- イ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少 野生動植物種
- ウ)「自然公園法」による指定動植物(調査区域の一部又は全域が国立公園又 | ウ) 「自然公園法」による指定動植物(調査区域の一部又は全域が国立公園又は は国定公園を含む場合)
- エ)「改訂・日本の絶滅のおそれのある野牛牛物ーレッドデータブックー」 掲載種及び「レッドリスト」掲載種
- 等の掲載種
 - 2) 「平成27年度河川水辺の国勢調査」結果
- 3) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書(XXVIII) 群馬県自然環 | 3) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書(XXVIII) 境課 2002.3
- 環境課 2006.3
- 「自伝わ自然理倍な右よる地域 学添調本起生津 (VV切) 培課 2001.3⊢
- 環境課 2006.3

1)重要種は以下、ア)~オ)に該当する種を示している。

- ア) 「文化財保護法」及びこれに基づく「地方公共団体における条例」で指 | ア) 「文化財保護法」及びこれに基づく「地方公共団体における条例」で指定 された天然記念物(天然記念物には家畜も対象に含まれている場合があるが、野 生種のみを対象とする)
 - イ) 「絶滅のおそれのある野牛動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野 生動植物種
 - 国定公園を含む場合)
 - 工)「改訂・日本の絶滅のおそれのある野牛牛物-レッドデータブック--掲 載種及び「レッドリスト」掲載種
- オ) 「都道府県・市町村作成のレッドデータブック」及びこれに準ずる文献 | オ) 「都道府県・市町村作成のレッドデータブック」及びこれに準ずる文献等 の掲載種
 - 2)「平成27年度河川水辺の国勢調査」結果
 - 群馬県自然環 境課 2002.3
- 4) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書(XXXI) 群馬県自然 4) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書(XXXI) 群馬県自然 環境課 2006.3
 - 5)「群馬の自然 群馬県」、「群馬県の貴重な自然 動物編 群馬県 1990 | 、「環 境省 基礎調查動植物分布調查報告書 哺乳類 第4回 1990-1991、第5回 1997-1998



第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

計画対象区間は、碓氷川圏域内河川において、県が管理する一級河川すべてとする。

計画対象期間は、碓氷川圏域内の一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後概ね20 年間とする。

第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

確氷川圏域の河川においては、沿川の人口、資産の状況、現況の流下能力、河道形態、災害の発生状況等や群馬県の他河川とのバランスを考慮して、目標とする治水安全度を設定することとし、確氷川本川上流域や九十九川では10年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。

また、碓氷川本川下流域では、人口、資産が集中する高崎市、安中市を流下する主要河川であることから、概ね20年から30年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。

確氷川圏域内に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市と連携を図って被害の軽減に努める。

これまで整備してきた治水施設を調査、点検し、必要な対策を実施することにより、その機能の向上を目指すとともに、適切な時期に適切な整備を実施することで、長期にわたり施設の有効活用を図る。

なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、<mark>適宜</mark>見直しを行うこととする。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

計画対象区間は、碓氷川圏域内河川において、県が管理する一級河川全てとする。

計画対象期間は、碓氷川圏域内の一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後おおむね20年間とする。

第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

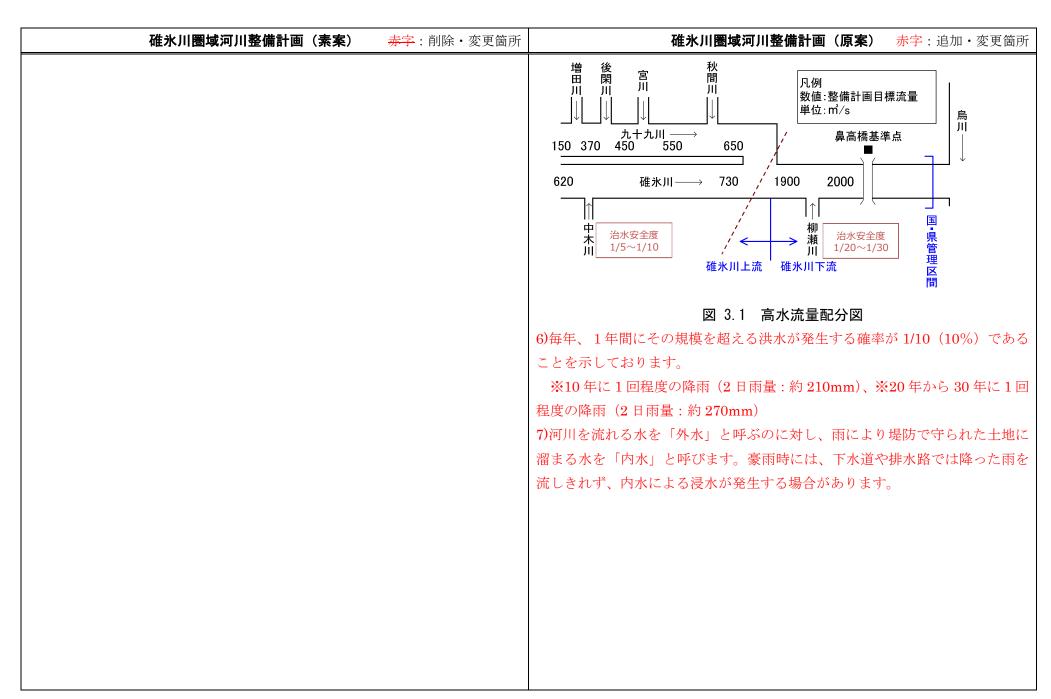
碓氷川圏域の河川においては、沿川の人口、資産の状況、現況の流下能力、河道形態、災害の発生状況等及び下流河川との治水バランスを考慮して、目標とする治水安全度を設定する。

確氷川上流区間や九十九川においてはおおむね10年に1回程度発生すると 予想される洪水のによる氾濫を防止することを目標とし、人口及び資産が集中 する高崎市及び安中市の市街地を流下する確氷川下流区間においてはおおむね 20年から30年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止する ことを目標とする。

確氷川圏域内に発生する内水 [¬]による家屋の浸水については、関係する市と 連携を図って被害の軽減に努める。

これまで整備してきた治水施設の調査及び点検をし、必要な対策を実施することにより、その機能の向上を目指すとともに、適切な時期に適切な整備を実施することで、長期にわたり施設の有効活用を図る。

なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、おおむね10年ごとに河川整備計画の見直しを行うこととする。



赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 確氷川においては、景観や水質、動植物の生息・生育・繁殖を配慮した水環境の保全のため、また河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する 正常流量について、松井田地点(非かんがい期:約1.2~1.4m³/s、かんがい期:約1.4~1.9m³/s)及び板鼻地点(非かんがい期:約1.5m³/s、かんがい期:約1.6m3/s)において確保するよう努める。

※流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減することがある。

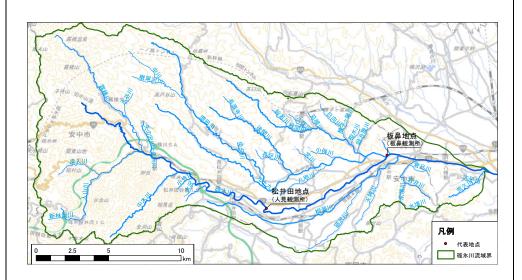


図 3.1 正常流量基準点位置図

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 碓氷川においては、景観、水質及び動植物の生息・生育・繁殖に配慮した水環境が保全され、かつ、河川水の利用が支障なく行われるために、松井田地点 (非かんがい期:約 $1.2\sim1.4$ m³/s、かんがい期:約 $1.4\sim1.9$ m³/s)及び板鼻地点(非かんがい期:約1.5m³/s、かんがい期:約 $1.5\sim1.6$ m³/s)において最低限維持する流量を確保するよう努める。

※流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減することがある。

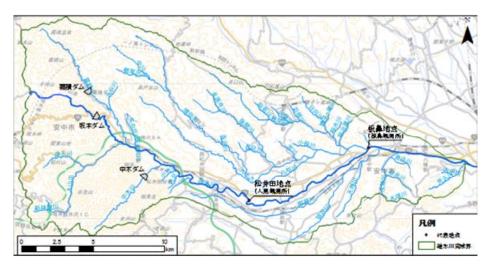


図 3.2 正常流量基準点 位置図

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

確氷川圏域の上流地域を流れる自然豊かな河川においては、現状をできる限り維持し、河床低下・洗掘が顕著で横断構造物等への影響が大きい箇所においても、環境負荷が小さい工法を採用するなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境及び景観の保全に努める。

河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全 や川の流れを固定化しないようにするなど、河川の自然の営みを取り入れた川 づくりの考え方により、動植物が生息・生育・繁殖できるような水辺環境の整 備に努める。

下流の市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見を聞きながら親水性及び周辺との調和を考慮し、人と河川とのふれあいの場となるよう整備するとともに、河川周辺における動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全に努める。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 圏域上流の河川環境

自然豊かな河川を有する圏域上流の河川においては、現在の河川環境をできる限り保持し、河床低下・洗掘が顕著で横断構造物等への影響が大きい箇所においても、環境負荷が小さい工法を採用するなどして、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境及び景観の保全に努める。

河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全 や川の流れを固定化しないようにするなど、河川の自然の営みを取り入れた川 づくりの考え方により、動植物が生息・生育・繁殖に適した水辺環境の整備に 努める。

(2) 圏域下流の河川環境

市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の住民の意見を聴きながら親水性及び周辺との調和を考慮し、人と河川とのふれあいの場となるよう整備するとともに、河川周辺における動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全に努める。

上記の整備にあたっては、特にカマツカ、シマドジョウ、ギバチ、スナヤツメ、ホトケドジョウ等の重要種の生息・生育・繁殖<mark>が確認されている場合、</mark>専門家の意見を聴くなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全、整備に努める。

河川の水質や河川空間の保全、改善に取り組むとともに、下水道、環境部局などの関係機関及び地域住民との連携を図る。

水辺景観の保全、利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、 農業や発電等の利水者と十分な連絡調整を図る。

地域の暮らしや歴史、文化との調和、多様な河川風景に配慮し、沿川と調和した河川景観の保全、形成に努める。

(3)環境整備の留意点

上記の整備に当たっては、漁業権魚種の保全を図るとともに、カマツカ、シマドジョウ、ギバチ、スナヤツメ、ホトケドジョウ等の重要種の生息・生育・繁殖等の環境については専門家の意見を聴くなどして保全に努める。

流域の自然環境及び社会環境との調和を図りながら、自然環境の保全及び河川の水質の改善に取り組むとともに、関係機関の環境部局及び地域の住民との連携を図る。

水辺景観の保全及び利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、 農業用水、工業用水等の利水者と十分な連絡調整を図る。

地域の暮らし、歴史及び文化との調和並びに多様な河川風景に配慮し、沿川 と調和した河川景観の保全及び形成に努める。 第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的及び種類

本整備計画の目標は、洪水による災害の発生の防止または軽減、河川の適正 な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全としている。

河川整備計画の目標を達成するための方策として、<mark>次のとおり河川の整備を</mark> 効果的かつ経済的に実施する。

なお、工事の実施にあたっては、水質の保全、動植物の生息・生育・繁殖に 適した環境の保全に配慮するとともに、河川の水利用の現状を調査し、支障な く適正な水利用が行えるよう、また水辺の環境に配慮し、人々が川に親しむこ とができるよう考慮する。 第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的及び種類

本整備計画の目標は、洪水による災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備及び保全としている。

河川整備計画の目標を達成するための方策として、氾濫域の資産の集積状況、 土地利用の状況等を総合的に勘案し、流量配分図に示す目標流量に対して、堤 防の整備等により、洪水を安全に流下させるための対策を実施する。

また、護岸や橋²架 に影響を与えるような河床低下が進行している区間に対しては、河床低下を防ぐ対策を講ずる。

その際、水質の保全及び動植物の生息・生育・繁殖等に適した環境の保全に 配慮するとともに、河川の水利用の現状を調査し、支障なく適正な水利用が行 えるよう、また、水辺の環境に配慮し、人々が川に親しむことができるよう考 慮する。

また、工事期間中、長期にわたる濁水の流出により、魚類等に影響を与える ことが懸念される場合には、関係機関と連携し、必要な措置を講ずることに努 める。

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要 河川工事の施行場所及び設置される管理施設の機能の概要は以下のとおり。

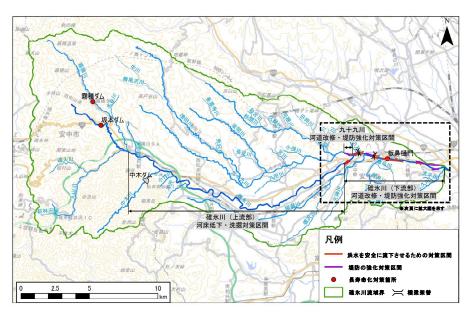


図 4.1 整備対象河川位置図(広域図)

第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要 河川工事の施行場所及び設置される管理施設の機能の概要は以下のとおり。

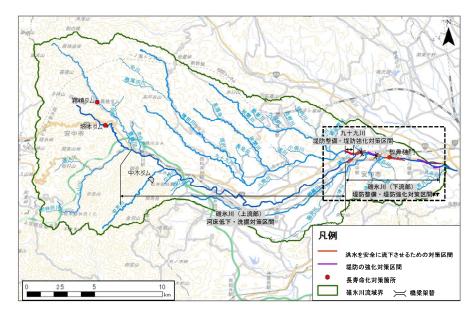


図 4.1 整備対象河川位置図(広域図)

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

以下の河川において、河道改修を実施し流下能力の向上を図る。

表 4.1 整備を予定する区間

河川名		番号		整備を予定する区間			
		1	乗附 地区	八千代橋上流約 2,000m から八千 代橋上流約 2,300m まで右岸	約 300m		
碓氷川	下流	2	鼻高 地区	鼻高橋から石井橋まで	約 2,200m		
	上流	3	中宿 地区	鷹之巣橋から扇城橋下流付近まで	約 1,650m		
九十九川		4	九十九月	下流端から湯沢橋まで	約 1,000m		

[※]今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

堤防が整備されていない区間や堤防の高さが不足している以下の区間において、堤防の整備等を実施し、流下能力の向上を図る。

表 4.1 整備を予定する区間

河川	名	番号		整備を予定する区間		
碓氷川		1	乗附 地区	八千代橋上流約 2,000m から同橋 上流約 2,300mまで右岸	約 300m	
	下流	2	鼻高 地区	鼻高橋から石井橋まで	約 2, 200m	
	上流	3	中宿 地区	鷹之巣橋から扇城橋下流付近まで	約 1,650m	
九十九川		4	九十九月	下流端から湯沢橋まで	約 1,000m	

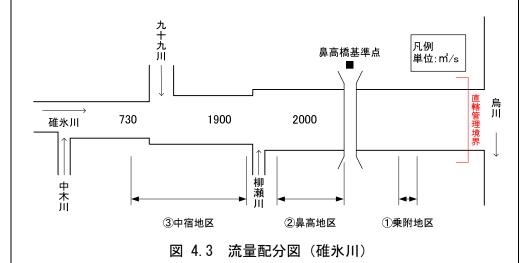
※今後の詳細な測量・設計の実施により、整備を予定する区間の延長が変更することがある。
※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

【碓氷川】

確氷川は、一ノ字山に源を発し、安中市を貫流し高崎市高松付近で烏川に合流する一級河川である。確氷川沿川地域では、これまでに度々洪水による被害を受けており、過去には死者61名に及んだ昭和10年9月台風があり、昭和22年9月台風でも大災害に見舞われ、最近でも頻繁に大きな出水を繰り返している。

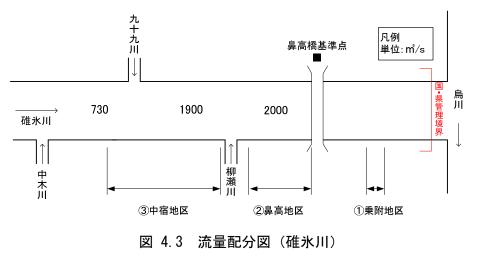
このため、築堤工、護岸工、橋梁架替を実施することにより、碓氷川本川の 九十九川合流より上流の区間については、概ね10年に1回程度発生すると予 想される洪水を安全に流下させる。

また、碓氷川の直轄上流端から九十九川合流までの区間については、概ね2 0年から30年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。 改修にあたっては、自然を活かした河川空間の整備を行い、良好な水辺環境 の保全に努める。



【碓氷川】

堤防が整備されていない区間や堤防の高さが不足している以下の区間において、築堤工、護岸工及び橋梁架替を実施する。



赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

(①乗附地区)

施行区間:八千代橋上流約 2,000m から 八千代橋上流約 2,300m まで右岸

延 長: L=約 300m

整備内容:築堤工、護岸工

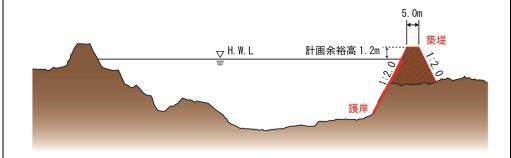


図 4.4 代表横断図 (乗附地区)

(①乗附地区)

施行区間: 八千代橋上流約 2,000m から同橋上流約 2,300m まで右岸

延 長: L=約 300m

整備内容:築堤工、護岸工

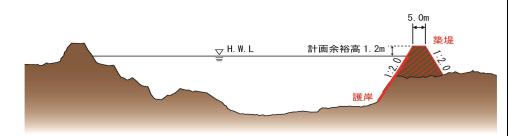


図 4.4 代表横断図 (乗附地区)

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

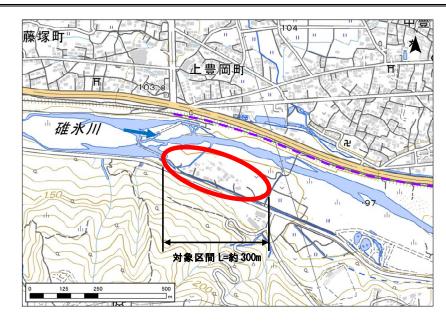


図 4.5 位置図 (乗附地区)

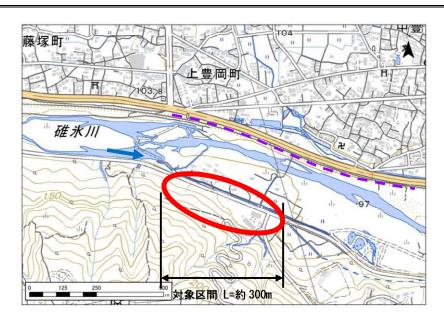


図 4.5 位置図 (乗附地区)



図 4.6 乗附地区の状況

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

(②鼻高地区)

施行区間:鼻高橋から石井橋まで

延 長: L=約 2,200m

整備内容:築堤工、護岸工、橋梁架替

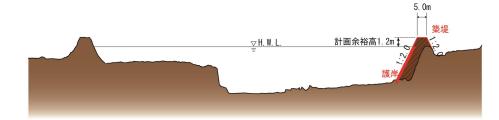


図 4.6 代表横断図(鼻高地区)

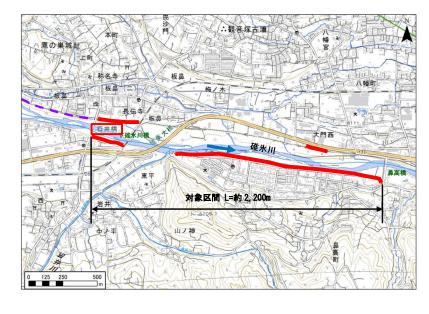


図 4.7 位置図(鼻高地区)

(②鼻高地区)

施行区間:鼻高橋から石井橋まで

延 長: L=約 2,200m

整備内容:築堤工、護岸工、橋梁架替

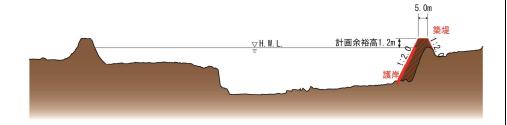


図 4.7 代表横断図(鼻高地区)

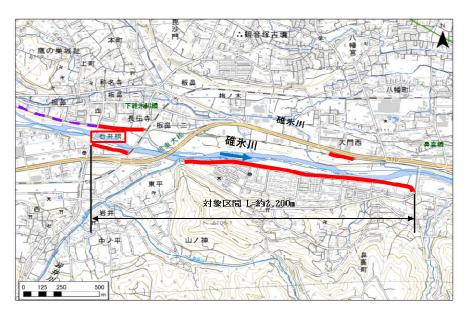


図 4.8 位置図(鼻高地区)

FIET AND THE STATE OF THE STATE

図 4.9 鼻高地区の状況

(③中宿地区)

施行区間:鷹之巣橋から扇城橋下流付近まで

延 長: L=約 1,650m

整備内容:築堤工、護岸工、橋梁架替

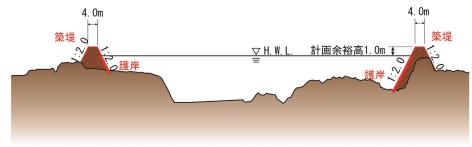


図 4.8 代表横断図(中宿地区)

(③中宿地区)

施行区間:鷹之巣橋から扇城橋下流付近まで

延 長:L=約1,650m

整備内容:築堤工、護岸工、橋梁架替

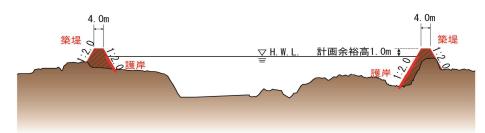


図 4.10 代表横断図(中宿地区)



碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

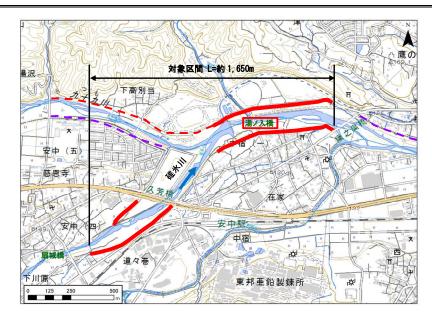


図 4.9 位置図(中宿地区)



図 4.11 位置図(中宿地区)



図 4.12 中宿地区の状況

赤字:削除·変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

【九十九川】

カーカ川は 安山市の田園地農を流下し 碓氷川に合流する一級河川である カナカ川下海の碓氷川への会流占付近は、安山市の中心市街地となっているが、 <u>収和10年9日台</u>国や収和63年8日亳雨では大災主に目無われ、最近でも頬 <u>敏に大きた出水を縄り返している</u>

このため 筑県工 蓮農工を実施することにより 押わ10年に1回程度器 <u> 生するレ予相される洪水を安全に流下させる</u>

改修にあたっては、自然を活かした河川空間の敷備を行い、自好な水辺環境 の保全に努める。

施行区間:九十九川下流端から湯沢橋まで

延 長:L=約1,000m

整備内容:築堤工、護岸工

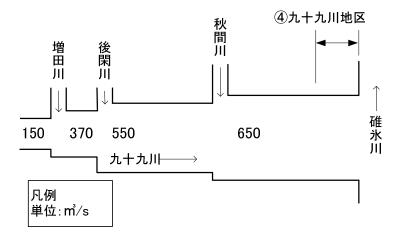


図 4.10 流量配分図 (九十九川)

【九十九川】

堤防が整備されていない区間や堤防の高さが不足している以下の区間におい て、築堤工及び護岸工を実施する。

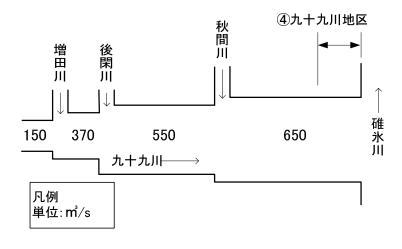


図 4.13 流量配分図 (九十九川)

(④九十九川地区)

施行区間:九十九川下流端から湯沢橋まで

延 長: L=約 1.000m 整備内容:築堤工、護岸工

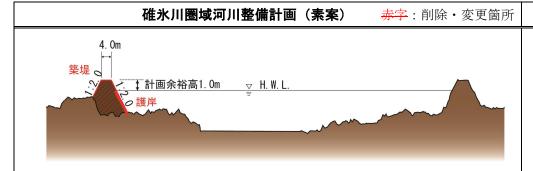


図 4.11 代表横断図(九十九川)

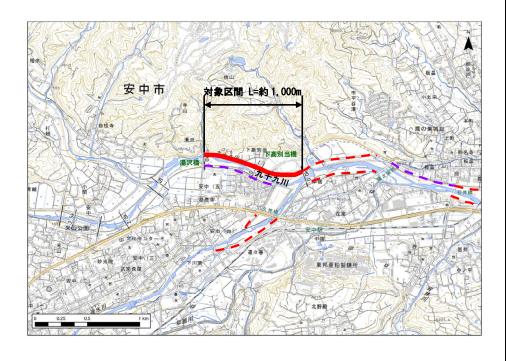


図 4.12 位置図(九十九川)



碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

図 4.14 代表横断図(九十九川)

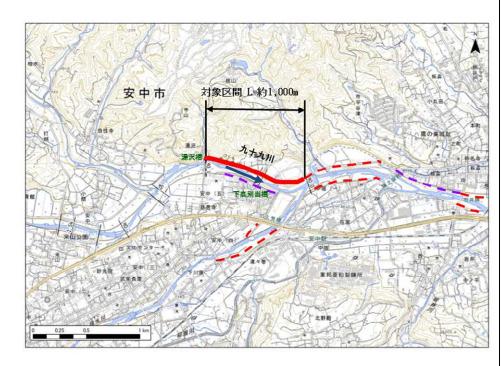


図 4.15 位置図 (九十九川)

(2) 堤防強化対策

これまで実施してきた堤防点検結果<mark>を踏まえ、</mark>背後地の資産状況等を勘案し、 堤防の浸透破壊や法面すべり破壊への対策工事を実施する。また、今後の堤防 耐震点検により対策が必要とされた堤防についても耐震対策を実施する。

表 4.2 堤防強化対策筒所

河川名	整備を予定する区間	延長
碓氷川	八千代橋上流約 650m から八千代橋上流約 2,400m	約1,750m
	まで左岸	
	八千代橋上流約 650m から八千代橋上流約 1,200m	約 550m
	まで右岸	
	石井橋付近から鷹ノ巣橋付近まで左岸	約 650m
九十九川	碓氷川合流部付近から湯沢橋下流付近まで右岸	約 500m

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

(2) 堤防強化対策

これまで実施してきた堤防点検結果で、堤防強化の必要性が確認された箇所 において、背後地の資産状況等を勘案し、堤防の浸透破壊や法面滑り破壊への 対策工事を実施する。

また、今後の堤防耐震点検により、対策が必要とされた堤防についても耐震対策を実施する。

表 4.2 堤防強化対策箇所

河川名	番号	整備を予定する区間	延長
碓氷川	1	八千代橋上流約 650m から同橋上流約 2,400m まで	約1,750m
		左岸	
	2	八千代橋上流約 650m から同橋上流約 1,200m まで	約 550m
		右岸	
	3	石井橋付近から鷹之巣橋付近まで左岸	約 650m
九十九川	4	碓氷川合流部付近から湯沢橋下流付近まで右岸	約 500m

※今後の詳細な測量・設計の実施により、整備を予定する区間の延長が変更することがある。
※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

碓氷川圏域河川整備計画 (素案)



碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字



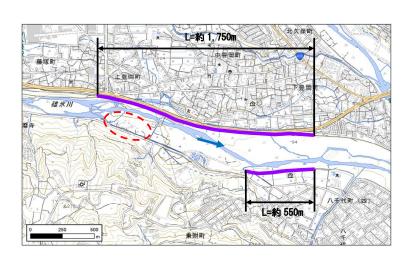


図 4.13 位置図 (碓氷川①)

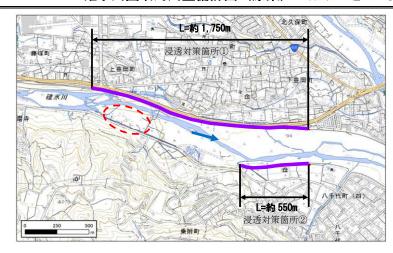
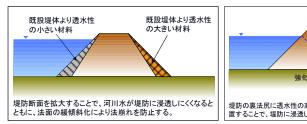


図 4.17 位置図 (浸透対策箇所①、②)



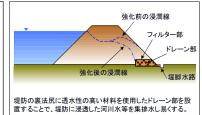


図 4.18 堤防強化工法のイメージ (浸透対策箇所①)

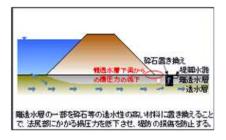
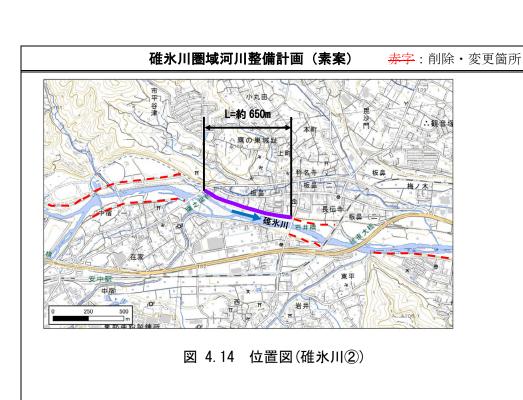


図 4.19 堤防強化工法のイメージ (浸透対策箇所2)





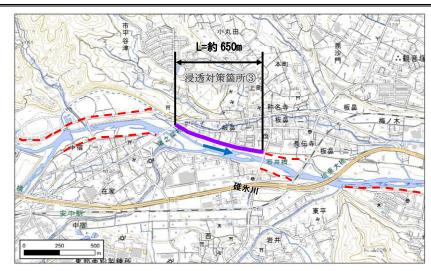


図 4.20 位置図 (浸透対策箇所③)

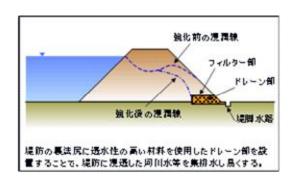


図 4.21 堤防強化工法のイメージ (浸透対策箇所③)

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所



図 4.22 位置図 (浸透対策箇所④)

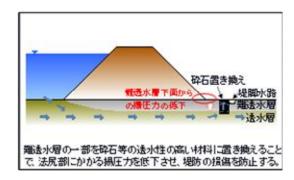


図 4.23 堤防強化工法のイメージ (浸透対策箇所④)

(3) 河床低下·洗掘対策

確氷川上流部は河床低下・洗掘が断続的に発生しているため、洗掘により河川構造物が破損する恐れがある箇所・背後地が住宅である箇所・流速が早い箇所・湾曲による影響が大きな箇所等に注目して計画的にモニタリングを行う。

河床低下・洗掘が顕在化、及び顕在化しつつある箇所に対して整備の優先性を検討し、必要に応じて、環境負荷が小さくなることに留意して、</u>河床低下・洗掘対策を実施する。

(3) 河床低下·洗掘対策

確氷川上流区間は河床低下・洗掘が断続的に発生しているため、洗掘により河川構造物が破損するおそれがある箇所、背後地が住宅である箇所、流速が早い箇所、河川の湾曲している箇所等に注目して計画的にモニタリングを行う。

河床低下・洗掘が顕在化しつつある箇所に対しては、魚類の生息・生育・繁殖等の環境を考慮して河床低下・洗掘対策を実施する。



図 4.24 対策のイメージ (床固め工)



図 4.25 対策のイメージ (水制工)

(4) 長寿命化対策

板鼻樋門等の河川管理施設や霧積ダム・坂本ダムの機能を適切に維持してい┃霧積ダム、坂本ダム、板鼻<mark>樋門等の河川管理施設</mark>の機能を適切に維持していく くために、点検卆巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修や│ために、点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修や更 更新を行い長寿命化を図る。

(4) 長寿命化対策

新を行い、長寿命化を図る。



図 4.26 霧積ダム



図 4.27 坂本ダム



図 4.28 板鼻樋門

碓氷川圏域河川整備計画(素案)	赤字:削除・変更箇所	碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所
		第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する概要 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、霧積ダム、坂本 ダム及び中木ダムを連携させ、水利用の効率化を図るよう関係機関と協力して、 必要な流量の確保に努める。
		第4節 河川環境の整備と保全に関する概要 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行う。 また、水辺へのアクセス及び河川管理が容易になるスロープや階段の設置を推進する。
		図 4.29 碓氷川の河川利用

赤字:削除・変更箇所

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河道に堆積した土砂や<mark>草木の繁茂などの影響により</mark>河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈りなどの必要な対策を行う。

堤防の変状や異常、損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防点 検や巡視等を実施する。堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化し た場合は、堤防の嵩上げや腹付けなどの必要な対策を実施し、対策が必要な場合は浸透破壊や法面のすべり破壊等への対策工事を実施することで、堤防の機能が維持されるよう努める。

護岸の亀裂など河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の 巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕などの必要な対 策を行う。なお、修繕、改築等を行う場合にも、河川環境の回復、保全に努め る。

取水堰や橋梁などの占用施設で、河床及び河岸の洗掘や断面の阻害など河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処置に努める。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、治水上の影響、河川環境の保全について指導する。

霧積ダム、坂本ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設などを常に良好に保つために必要な計測・点検を行い、その機能の維持に努める。

地域住民と協力して河川環境の保全を行うため、草刈りや河川清掃などの河川愛護活動を積極的に支援する。また、環境調査や保全活動の情報を共有するなどして、地域との協働による環境保全に努める。

第5節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河道に堆積した土砂や繁茂した草木等が河川管理上支障となる場合は、河川 環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈り等の必要な対策を行う。

堤防の変状、異常、損傷等を早期に発見することを目的として、適切に堤防 点検、巡視等を実施する。堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化 した場合は、堤防の篙上げや腹付け等の必要な対策を実施し、堤防の機能が維 持されるよう努める。

護岸の亀裂等、河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の 巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕等の必要な対策 を行う。なお、修繕、改築等を行う場合にも、河川環境の回復及び保全に努め る。

取水壌や橋ッダなどの占用施設で、河床及び河岸の洗掘や流下断面の阻害など河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し、適切な処置に努める。また、施設の新築や改築に当たっては、施設管理者に対して、治水上の影響及び河川環境の保全について指導する。

霧積ダム、坂本ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好に保つために必要な計測及び点検を行い、その機能の維持に努める。また、中木ダムその他河川占用施設については、施設管理者に対して施設の機能が常に良好に保たれるよう指導する。

地域の住民と協力して河川環境の保全を行うため、草刈り、河川清掃等の河川愛護活動を積極的に支援する。また、環境調査や保全活動の情報を共有するなどして、地域との協働による環境保全に努める。

第5章 地域や関連機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

河川整備目標の実現までには、長期間を要すること、また、計画を上回る規 模の降雨が発生する可能性もあるため、降雨の状況や河川水位の情報をリアル タイムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、水防活動等の 対策の支援を迅速に行い洪水被害の軽減を図る。

インターネット、パンフレット、イベントの開催等により、河川に関する様々 な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるように努める。

洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、市による洪水ハザードマッ プ作成支援のため、浸水想定区域図の作成--更新を行う。

住民の防災意識の向上を図るため大きな洪水の記録を残し、周知<mark>を図る</mark>とと る。

第5章 河川情報の提供、地域や関連機関との連携等に関する事項 第1節 河川情報の提供に関する事項

河川整備目標の実現までには長期間を要すること、また、計画を上回る規模 の降雨が発生する可能性もあることから、河川整備によるハード対策と併せ、 情報提供等のソフト対策を実施する。降雨の状況や河川水位の情報をリアルタ イムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、水防活動等の対 策の支援を迅速に行い、洪水被害の軽減を図る。

ホームページへの掲載、パンフレットの配布、イベントの開催等により、河 川に関する様々な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるよう に努める。

洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、市による洪水ハザードマッ プ作成支援のため、浸水想定区域図の作成及び更新を行う。

住民の防災意識の向上を図るため、洪水や被害の記録を残し、これを周知す もに、地域に伝わる歴史的な治水の技術や水防の知恵が継承されるように努め | <mark>る</mark>とともに、地域に伝わる歴史的な治水の技術や水防の知恵が継承されるよう に努める。

赤字:削除・変更箇所

碓氷川圏域河川整備計画(原案) 赤字:追加・変更箇所

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 常時の連携

河川整備の実施にあたっては、国の河川事業や圏域市の排水事業等の関連事業と連携を図る。

洪水時の連携を強化するため、防災情報伝達演習や重要水防箇所の点検などを関係機関と実施する。

圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うため、開発行為や土地利用について関係市や関係機関と連携を図る。

良好な河川環境を保全して行くためには、地域住民の理解と協力がなくてはならないことから、地域住民との連携、協力体制の確立に努める。

油等の流出による水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理などを原因者や関係機関と協力して迅速に行う。

(2) 洪水時の連携

流域住民の避難判断や防災対策に資するため、鳥・神流川流域大規模氾濫に 関する減災対策協議会等を通じ、防災関係機関(国、市、報道機関、消防、警察等)との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の充実に努める。

(3) 渇水時の連携

渇水対策が必要となる場合は、<mark>関係水利使用者等で構成する鳥・神流・利根</mark> 川筋利水者懇談会等を通じ、<mark>関係水利使用者</mark>による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努めるなど、関係機関と連携して被害の軽減に努める。

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 常時の連携

河川整備の実施に当たっては、河川事業、排水事業等の関連事業を実施する 国や圏域市と連携を図る。

洪水時の連携強化のために、防災情報伝達演習や重要水防箇所の点検などを 関係機関と実施する。

圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うために、開発行為や土地利用 について関係市や関係機関と連携を図る。

良好な河川環境の保全を継続するために、地域の住民の理解を求めるととも に、地域の住民との連携及び協力体制の確立に努める。

水質事故による油等の流出が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理等を原因者や関係機関と協力して迅速に行う。

(2) 洪水時の連携

流域住民の避難判断が速やかに行われるよう、国、市、報道機関、消防、警察等の防災関係機関との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の充実に努める。

(3) 渇水時の連携

渇水対策が必要となる場合は、<mark>関係利水者等で構成する鳥・神流・利根川筋利水者懇談会等を通じ、関係利水者</mark>による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努めるなど、関係機関と連携して被害の軽減に努める。